

# 小規模修繕工事希望者登録制度について

## 1 小規模修繕工事の発注の範囲

小規模修繕工事の発注範囲は、市が発注する小規模な修繕工事で、1件の予定価格が30万円未満のものとしします。

## 2 名簿登録

本制度による発注案件の受注には、あらかじめ登録名簿に登録されている必要があります。別表より工事業種を選んで3業種まで登録できます。

本制度に基づき発注するか否かは、発注担当課が判断します。

## 3 登録の条件

- (1) 市内に主たる営業所（本社、本店）を置く事業者であること
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと
- (4) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号又は第3号に掲げる者（前号に掲げる者を除く。）でないこと
- (5) 建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に登録されていないこと
- (6) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していること
- (7) 市税を滞納していないこと

## 4 名簿登録方法

登録希望者は、「小規模修繕工事希望者登録申請書（様式第1号）」に次の添付書類を添えて、持参又は郵送にて提出して下さい。

### (1) 添付書類

(ア) 市税の未納（滞納）がないことを証する納税証明書（発行から3か月以内、コピー不可）

(イ) 希望業種の履行に必要な資格、免許等を証明する書類の写し

### (2) 申請受付期間（土日及び祝日を除く。） ※受付時間 8：30～17：15

定期：平成30年8月1日から同年8月31日まで（期間内に必着のこと）

随時：平成30年10月から平成32年（2020年）7月までの毎月1日から10日まで（期間内に必着のこと。10日が閉庁日に当たる場合は、その次の開庁日までとする。）

### (3) 有効期間

定期：平成30年10月1日から平成32年（2020年）9月30日まで（2年間）

随時：申請月の翌月の1日から平成32年（2020年）9月30日まで

※ 引き続き登録を希望される場合は、更新手続きが必要です。

### (4) 提出場所

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市監理室（電話 82-1180）

### (5) その他

(ア) 自ら施工できる業種を登録して下さい。下請けは、原則として認めません。

(イ) 登録内容の変更及び廃止となる場合は、速やかに「小規模修繕工事希望者登録事項変更届（様式第2号）」により届け出て下さい。

**名簿への登録は、指名及び契約を約束するものではありません。**